

## 特記仕様書

道有林網走東部管理区では SGEC 森林管理認証を取得しており、事業者は、事業現場からの油類等の流出による土壌・水質汚濁防止のため、下記のとおり適正な管理を行わなければならない。

- (1) 作業現場への油類の搬入は、必要最低限の量とし、過剰な現場保管はしないこと。
- (2) 保管は密閉容器を使用し、高温とならない場所に保管すること。
- (3) 保管場所は流出防止に配慮して選定し、給油も所定の給油場所で行うこと。
- (4) 給油の際は、油類の漏出予防措置を講じること。
- (5) 機械油等の使用済み容器は、適法な手段で廃棄処理すること。
- (6) 上記、(1)～(5)を確実にを行うための責任者を選定し報告すること。  
(火気取扱い責任者等の兼務でも差し支えない)
- (7) 責任者は油類の保管場所、保管状況、給油、空容器の搬出状況等を適時に撮影し、管理状況写真を提出すること。